「趣味の体験講座」

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 会　長 | 専務理事 | 事業部長 | 作成日 | 令和　5年　　月　　日 |
|  |  |  | 記入者 |  |
| 担当者 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| サブタイトル： |
| 開催日時 | 令和　　5 年 　　 月 　　 日（ 　） | 時　　　分　～　　　時　　　分 |
| 令和　 　 年 　　 月 　　 日（ 　） | 時　　　分　～　　　時　　　分 |
| 令和　 　 年 　　 月 　　 日（ 　） | 時　　　分　～　　　時　　　分 |
| 令和　 　 年 　　 月 　　 日（ 　） | 時　　　分　～　　　時　　　分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 講師名 | （ふりがな） |
| 住　所 | 郵便番号 |
| 連絡先 | 電話 | FAX |

|  |  |
| --- | --- |
| 実施場所 |  |
| 募集人数 |  |
| 参加費 |  |
| 5名未満の実施の可否 | * 5名未満でも実施する　　　　　○5名未満の場合実施しない
 |
| 持ち物 |  |

「広報じょうよう」の記載に関して

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 原稿締切り日 | 令和　 　年　　 月　　 日 | 広報発行日 | 令和　　年　　月　　日 号　　　 |
| 打ち合わせ内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 謝礼：報酬の支払い　　 | 会　計 |
| 　金額： | ・源泉あり　　　・源泉なし |  |

2022年12月

趣味の体験講座実施要項

①　講座開講の基準について

１）従来の基準を踏襲し、1講座は１回～４回とする

　 ２）年間の講座回数は原則「10講座」とする

　 ３）講座参加者5名以上で開講、それ未満の場合原則として開講をしない

　　　 なお、参加者が5名未満の場合、開講の可否を事前に決定し、否の場合募集要項

にその旨記載する。　「参加者が5名未満の場合、当講座は開講しません。」等

　 ４）連盟・連合体が異なっても、同一ジャンルの講座は協会で調整する

②　 講座参加基準について

　　１）参加者の対象は、城陽市内在住者及び市内勤務者をもって参加資格とする事を

原則とする

　 ２）子ども対象の講座は保護者同伴とする

③　 講座参加費について

　 １）講座の参加費は無料とする

　　　　　但し、資料費、材料費は実費負担とする

④　 講師謝礼について

　 １）講師謝礼は廃止とする。但し、交通費等必要経費として、1講座5,000円を協会より支出する**（参加者5名以上の場合のみ）**

　　　（5名未満でも連盟・連合体・講師の希望により開講する場合、講師に必要経費は支出しない）

⑤　開講の申請について

　　開講希望の申請につては、申込書により、毎年の2月理事会までに申し込み

すること　☆申込書は、12月理事連絡会で準備する

**※　コロナの感染拡大防止の為、令和３年度は、８名から５名に変更して募集する。**